

中間連結財務諸表

当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間連結財務諸表について、あすさ監査法人の中間監査を受けております。

中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成19年度中間期末 (平成19年9月30日)	平成20年度中間期末 (平成20年9月30日)
(資産の部)		
現金預け金	26,204	42,708
コールローン及び買入手形	26,400	-
商品有価証券	681	640
金銭の信託	1,480	1,145
有価証券	158,728	163,961
貸出金	683,317	661,427
外国為替	1,738	2,036
リース債権及びリース投資資産	-	7,248
その他資産	9,521	8,021
有形固定資産	26,600	18,269
無形固定資産	1,004	1,688
繰延税金資産	9,394	7,297
支払承諾見返	5,848	5,181
貸倒引当金	△ 22,360	△ 25,966
資産の部合計	928,560	893,662
(負債の部)		
預り金	847,003	823,641
譲渡性預金	4,000	5,550
借入金	8,313	6,994
外国為替	0	0
社債	4,300	4,300
その他負債	4,651	5,483
賞与引当金	594	257
退職給付引当金	5,293	5,201
役員退職慰労引当金	385	9
預金払戻損失引当金	160	176
再評価に係る繰延税金負債	2,970	2,850
負ののれん	299	282
支払承諾	5,848	5,181
負債の部合計	883,820	859,928
(純資産の部)		
資本金	12,044	12,044
資本剰余金	9,251	9,251
利益剰余金	20,562	12,881
自己株式	△ 59	△ 226
株主資本合計	41,798	33,949
その他有価証券評価差額金	△ 2,135	△ 5,357
繰延ヘッジ損益	△ 0	0
土地再評価差額金	3,738	3,609
評価・換算差額等合計	1,603	△ 1,747
新株予約権	-	12
少数株主持分	1,337	1,518
純資産の部合計	44,740	33,733
負債及び純資産の部合計	928,560	893,662

中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成19年度中間期 (平成19年4月1日から 平成19年9月30日まで)	平成20年度中間期 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)
経常収益	15,125	14,382
資金運用収益	10,107	9,993
(うち貸出金利息)	(8,784)	(8,633)
(うち有価証券利息配当金)	(1,181)	(1,255)
役務取引等収益	1,407	1,219
その他業務収益	3,131	3,089
その他経常収益	477	79
経常費用	13,889	14,419
資金調達費用	1,322	1,699
(うち預金利息)	(1,252)	(1,561)
役務取引等費用	1,127	1,019
その他業務費用	2,974	2,549
営業経費	7,443	6,879
その他経常費用	1,022	2,271
経常利益	1,235	△ 36
特別利益	42	168
特別損失	948	308
税金等調整前中間純利益	330	△ 177
法人税、住民税及び事業税	70	90
法人税等調整額	△ 58	△ 55
法人税等合計		34
少数株主利益	66	48
中間純利益	251	△ 260

(注) 平成20年9月中間期から、「法人税等合計」を表示しております。

中間連結株主資本等変動計算書 (平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本					評価・換算差額等				新株 予約権	少数 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計			
平成20年3月31日 残高	12,044	9,251	13,305	△ 225	34,375	△ 2,845	0	3,699	854	-	1,474	36,704
中間連結会計期間中の変動額												
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	△ 252	-	△ 252	-	-	-	-	-	-	△ 252
中間純利益	-	-	△ 260	-	△ 260	-	-	-	-	-	-	△ 260
自己株式の取得	-	-	-	△ 3	△ 3	-	-	-	-	-	-	△ 3
自己株式の処分	-	-	△ 0	1	1	-	-	-	-	-	-	1
土地再評価差額金の取崩	-	-	89	-	89	-	-	-	-	-	-	89
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	△ 2,512	△ 0	△ 89	△ 2,602	12	44	△ 2,544
中間連結会計期間中の変動額合計	-	-	△ 424	△ 1	△ 425	△ 2,512	△ 0	△ 89	△ 2,602	12	44	△ 2,970
平成20年9月30日 残高	12,044	9,251	12,881	△ 226	33,949	△ 5,357	0	3,609	△ 1,747	12	1,518	33,733

中間連結キャッシュ・フロー計算書 (単位: 百万円)

科 目	平成19年度中間期 (平成19年4月1日から 平成19年9月30日まで)	平成20年度中間期 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前中間純損失(△)	330	△ 177
減価償却費	2,028	631
減損損失	404	293
負ののれん償却額	△ 8	△ 8
株式報酬費用	-	12
貸倒引当金の増減(△)	△ 1,639	898
賞与引当金の増減額(△は減少)	2	△ 179
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 18	△ 52
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	385	△ 405
預金払戻損失引当金の増加額	160	2
資金運用収益	△ 10,107	△ 9,993
資金調達費用	1,322	1,699
有価証券関係損益(△)	△ 540	107
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△ 7	122
為替差損益(△は益)	0	△ 0
固定資産処分損益(△は益)	3	5
商品有価証券の純増(△)減	△ 382	233
貸出金の純増(△)減	2,600	13,128
預金の純増減(△)	11,394	△ 19,095
譲渡性預金の純増減(△)	2,000	5,550
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△ 337	△ 732
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△ 10,105	361
コールローン等の純増(△)減	△ 6,400	10,000
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△ 2,178	-
外国為替(資産)の純増(△)減	700	△ 419
外国為替(負債)の純増減(△)	△ 3	△ 2
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	-	276
資金運用による収入	10,174	10,128
資金調達による支出	△ 781	△ 1,540
その他	△ 765	407
小計	△ 1,771	11,254
法人税等の支払額	△ 1,045	△ 47
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,817	11,207
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 91,395	△ 46,054
有価証券の売却による収入	79,961	45,389
有価証券の償還による収入	4,914	4,129
有形固定資産の取得による支出	△ 1,851	△ 475
有形固定資産の売却による収入	201	90
無形固定資産の取得による支出	△ 322	△ 985
無形固定資産の売却による収入	0	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,491	2,094
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の発行による収入	4,300	-
配当金の支払額	△ 255	△ 252
少数株主への配当金の支払額	△ 2	△ 2
自己株式の取得による支出	△ 5	△ 3
自己株式の売却による収入	0	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,037	△ 257
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 0	0
V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 7,271	13,044
VI 現金及び現金同等物の期首残高	22,586	29,059
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高	15,315	42,104

平成20年度中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社 3社
株式会社高銀ビジネス、オーシャンリース株式会社、株式会社高知カード
 - (2) 非連結子会社
該当ありません。
2. 持分法の適用に関する事項
該当ありません。
3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項
連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 3社
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
 - (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (追加情報)
変動利付国債の時価については、従来、市場価格を時価としておりましたが、最近の金融市場の状況を勘案した結果、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しいこと等から、市場価格を時価としてみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によって時価評価しております。
これにより、市場価格を時価として算定した場合と比べて、中間連結貸借対照表の「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」は1,250百万円増加しております。
 - (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
 - (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 - (4) 減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物：39年～47年
その他：5年～6年
 - ② 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社に定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - (5) 繰延資産の処理方法
社債発行費は資産として計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。
 - (6) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

なお、破綻懸念先の債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：発生年度一括損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異(6,151百万円)については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。ただし、平成14年度に厚生年金基金の代行部分返上を行ったため、当中間連結会計期間の費用処理額は128百万円となっております。

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社については、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。

(追加情報)

当行は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、期末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しておりますが、平成20年5月15日開催の取締役会において平成20年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同株主総会で退職慰労金の打ち切り支給案が承認されました。これに伴い「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、当中間連結会計期間末現在の未払額204百万円を「その他負債」として計上しております。

なお、連結子会社においては役員退職慰労金制度が存続しており、当中間連結会計期間末における必要額を計上しております。

(10) 預金払戻損失引当金の計上基準

負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

(借手側)

当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。

なお、同適用指針第80項を適用した場合に比べ、税金等調整前中間純利益は388百万円減少しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(為替変動リスク・ヘッジ)

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

平成20年度中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「リース債権及びリース投資資産」が7,248百万円増加し、「有形固定資産」が6,720百万円、「無形固定資産」が529百万円減少しております。

なお、損益に与える影響は軽微であります。

平成20年度中間期注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,401百万円、延滞債権額は47,176百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸

出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,090百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は59,668百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,612百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	9,190百万円
その他資産	318百万円
担保資産に対応する債務	
預金	3,521百万円
借入金	2,185百万円
その他負債	90百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券17,089百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金等は1,196百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は106,678百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが105,932百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定

めて公表した方法により算定した価額に基づいて、実行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,527百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 13,161百万円
10. 社債は、劣後特約付社債であります。
11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は500百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,639百万円、貸出金償却26百万円及び株式等償却384百万円を含んでおります。
2. 継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額293百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
高知県内	営業店舗	土地	46百万円
		建物	10百万円
		合計	56百万円
香川県内	営業店舗	土地	175百万円
		建物	17百万円
東京都内	社宅	土地	7百万円
		建物	36百万円
		合計	43百万円

当行の資産のグルーピングについては、稼働資産は管理会計上において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店舗とし、また遊休資産等(売却・廃止予定店舗を含む)については各資産としております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は、資産の重要性を勘案し不動産鑑定評価等に基づく評価から処分費用見込み額を控除して、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを5.2%で割り引いて、それぞれ算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末株式数				当中間連結会計期間増加株式数				当中間連結会計期間減少株式数				当中間連結会計期間末株式数			
	普通株式	合 計	普通株式	合 計	普通株式	合 計	普通株式	合 計	普通株式	合 計	普通株式	合 計	普通株式	合 計		
発行済株式	102,448	102,448	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	102,448	102,448	
自己株式			1,348	1,348	29	29	9	9	1,368	1,368	(注)			1,368	1,368	
合 計	102,448	102,448	1,348	1,348	29	29	9	9	1,368	1,368				1,368	1,368	

(注) 自己株式における普通株式の増加株式数29千株は、単元未満株式の買取請求による増加であり、減少株式数9千株は、買増請求に対応したものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式数(株)			当中間連結会計期間末	当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
		直前連結会計年度末	当中間連結会計期間増加	当中間連結会計期間減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	12	
合 計		-	-	-	-	12	

3. 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	252	2.5	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

平成20年9月30日現在		
現金預け金勘定		42,708百万円
普通預け金	△	201百万円
定期預け金	△	333百万円
その他預け金	△	69百万円
現金及び現金同等物		42,104百万円

(リース取引関係)

1. 借手側

- (1) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引
- ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額

取得価額相当額	
有形固定資産	6百万円
無形固定資産	36百万円
合計	43百万円

減価償却累計額相当額	
有形固定資産	5百万円
無形固定資産	34百万円
合計	40百万円

減損損失累計額相当額	
有形固定資産	-百万円
無形固定資産	-百万円
合計	-百万円

中間連結会計期間末残高相当額	
有形固定資産	0百万円
無形固定資産	2百万円
合計	2百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

- ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額
- | | |
|-----|------|
| 1年内 | 2百万円 |
| 1年超 | -百万円 |
| 合計 | 2百万円 |

(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の当中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

- ・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 -百万円
- ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料	3百万円
リース資産減損勘定の取崩額	-百万円
減価償却費相当額	3百万円
減損損失	-百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引

該当ありません。

2. 貸手側

- (1) オペレーティング・リース取引
- 該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 12百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

平成20年ストック・オプション

付与対象者の区分及び人数 当行の取締役7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 普通株式 136,000株
付与日 平成20年8月26日
権利確定条件 権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間 対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間 自 平成20年8月27日
至 平成50年8月26日(注)
権利行使価格 1円
付与日における公正な評価単価 94円

(注) 新株予約権者は、株式会社高知銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(1株当たり情報)

当中間連結会計期間

(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1株当たり純資産額 318.58円

1株当たり中間純損失金額 2.57円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

当中間連結会計期間末(平成20年9月30日)

純資産の部の合計額 33,733百万円

純資産の部の合計額から控除する金額 1,531百万円

(うち新株予約権) 12百万円

(うち少数株主持分) 1,518百万円

普通株式に係る中間期末の純資産額 32,202百万円

1株当たり純資産額の算定に用いられた

中間期末の普通株式の数 101,079千株

2. 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

当中間連結会計期間

(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1株当たり中間純損失金額

中間純損失 260百万円

普通株式に係る中間純損失 260百万円

普通株式の中間期中平均株式数 101,091千株

3. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、純損失が計上されているので、記載していません。